

令和4年度むつ市特殊詐欺等被害防止機器設置助成金交付要綱

令和 4年 3月25日
むつ市告示第35号

(目的)

第1条 市は、高齢者を中心とした特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、特殊詐欺等被害防止機器を購入する者に対し、その購入に要する経費について、予算の範囲内において、むつ市特殊詐欺等被害防止機器設置助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、特殊詐欺等被害防止機器とは、電話による特殊詐欺被害を未然に防止することを目的に製造されたものであって、次の各号のいずれかに該当する機能を持つ電話機又は電話機に外部接続可能な機器をいう。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (2) 特殊詐欺等の迷惑電話の着信を自動判別し、着信を拒否又はランプ等で警告表示する機能
- (3) 電話の着信時に、電話の相手方の番号が表示される機能

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) むつ市に住民票を有し、かつ、市の区域内に居住していること。
- (2) 第6条に規定する申請を行う日に満65歳以上であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 世帯に属する全ての者が、過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、特殊詐欺等被害防止機器の購入に要する費用（付随するサービスの加入及び利用に

要する費用等を除く。)とする。ただし、市の区域内に所在する店舗から特殊詐欺等被害防止機器を購入(通信販売を除く。)した場合に限る。

2 助成の対象となる特殊詐欺等被害防止機器(以下「助成対象機器」という。)は、1世帯につき1台に限るものとする。

3 助成の対象となる助成対象機器は、令和5年3月15日までに購入した機器に限る。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費(消費税及び地方消費税を含む。)に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の額は5,000円を上限とする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、むつ市特殊詐欺等被害防止機器設置助成金交付申請書兼請求書(別記様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、助成対象機器を購入した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象機器を購入した事実を確認できる書類(購入時のレシート、領収書等の写し)

(2) 購入機器のメーカー、品番及び機能が確認できる書類(取扱説明書、カタログ等の写し)

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請書の提出を受けたときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による助成金の額の確定があったものとみなす。この場合において、助成金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

(助成金の取消し及び返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該決定を取り消すものとし、既に交付した助成金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるとき。

(関連書類の保管)

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成対象機器の購入に係る関係書類を助成金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(調査への協力)

第10条 助成金の交付を受けた者は、市が助成対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。